# 令和４年度事業計画

淀川区社会福祉協議会

## １．区社協の基本方針

や　さしいまちで
す　てきな人と出会い
自分ら　しく暮らせる人が
ぎ　ようさんいる淀川区

～みんなで支え合う　暖かい絆で結ばれた笑顔あふれるまちづくり～

令和 4 年は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、国民の日常生活に長期的な影響を及ぼし、貧困や社会的孤立の急激な拡大をもたらし、生活課題は深刻化し、地域での支え合い活動についても休止・延期・縮小等を余儀なくされ、地域社会に重大な影響を及ぼしています。

また、国では社会保障の充実を掲げ、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」の一体的実施による重層的支援体制整備の構築を目指しています。

しかし、地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化、人口減少の急激な進行、家族機能の変化や価値観の多様化など、地域における支え合いの機能は弱体化認められる。地域社会においては、様々な生きづらさや暮らしにくさを抱える人々が増えています。例えば、子育てと介護を同時に担うダブルケア、ヤングケアラーの介護問題等。さらに８０代の親が５０代の子どもの生活を支える８０５０問題、ゴミ屋敷やひきこもり、孤独（孤立）死等の地域社会での孤立問題、コロナ禍でより加速したこどもの貧困、社会的弱者（子ども、高齢者、障がい者等）への虐待、自殺などがあげられます。いずれも地域社会からの孤立が背景とであり、より複雑化、複合化することで、さらに生活課題が深刻なものとなっています。公的な支援、縦割りによる個々の支援だけでは対応が難しくなってきています。　これらの課題に加えて、近年全国的に頻発している大規模災害による被災や新型コロナウィルス感染症の拡大などが、国民の日常生活を脅かし、日常の生活様式を変えざるを得ない社会で、人と人のつながりを保つことが困難な状況になっています。　このような地域社会の変容と直面する課題に対応するためには、地域住民をはじめ、関係者、組織・団体等が「我が事」として主体的に参画することが重要です。誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会（ともに生きる豊かな地域社会）」の実現を目指し、　連携・協働により、地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制を整備することが必要です。

このような状況のなか、令和４年度において、淀川区社会福祉協議会は、社会

福祉法に基づき地域福祉の推進を図る団体として、行政等と連携しながら、住民参加による地域福祉活動やボランティア活動などを推進する地域福祉活動等の支援事業や福祉のまちづくり推進事業を展開するとともに、地域において多様化する福祉課題等に対応するため、見守りネットワーク事業をはじめ、地域包括支援センター運営事業、生活体制整備事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業などの相談支援事業を推進します。また、コロナ禍での急速な貧困問題にともない、子どもへの支援を重点的に実施します。

**（１）基本理念**

「淀川区で暮らす全ての人が住み慣れた地域で共に支え合い、つながり、安心して暮らしていくために地域福祉の推進を目指します。」

**（２）基本目標**

ｉ）地域福祉の担い手の育成（担い手）
ⅱ）人が集い、共に支え合い・つながる場の創出（居場所）
ⅲ）地域で見守り、支え合い・気にかけ合う関係の構築（見守り）

**（３）５つの重点的取り組み**

①法人運営の強化

事業の将来性、継続性を見通し、効果的・効率的経営を図るため、組織基盤の強化、 財源の確保などの経営課題、部門毎の事業課題の解決に向けた方向性と年次計画を示した経営計画の策定を進めます。職員育成にあたっては、経験・役割・求められる能力などの職員研修体系によ る職員のキャリアアップの取組みを進め、初任者、中堅、チームリーダー、管理職の 研修の機会を提供し、主体的な研修による職員の資質と対応能力のさらなる向上を進めます。

②支え合いの地域づくりの推進

地域社会福祉協議会とともに、新・草の根事業を中心とした地域福祉活動を通し、住み慣れた地域で継続して生活できる地域づくりを推進します。

コロナ禍の中、地域においては関係性の希薄化、高齢化、孤立化等が進み、担い手不足も顕在化しているため、社会情勢の変化に合わせた活動ができるような体制の見直し、改善を進める。 また、見守りネットワーク強化事業においても、地域の現状を踏まえ、相談員や支援員がより活動しやすい環境づくりの推進を図るため、今年度も小地域福祉推進活動推進計画の策定を行います。

③個別支援（伴走型）の充実

淀川区社協の相談支援体制の充実を図るため、対人援助技術の向上を図ります。また、多職種による連携や多機関の協働の取り組みが一層求められる中で、

課題が必要な機関等に繋げ、多くの機関が関わる中、課題解決が導けるよう関係づくりを築きます。 判断能力が十分でない方への権利擁護を行い、成年後見制度については周知啓発を図ります。生活困窮者に対し、みなと寮と共同体で、自立相談支援事業の相談支援を強化し、区社協としてアウトリーチを担います。また、地域包括支援センター、見守りネットワーク強化事業等においては、困難事例に対して専門相談を行うほか、地域の相談機関と連携した相談拠点の役割を担います。

④平時における災害への備え
大震災等の災害発生時において、人、物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約を受けるなかでも、淀川区社会福祉協議会は平時より区内のライオンズクラブと災害時の協定を結び、災害時での連携を図ります。また、早期に復旧を図ることが求められるため、区社協では、「BCP※」を策定し、平時から災害時に備えた取り組みを行い、地域住民への普及啓発活動も行います。
（※Business Continuity Plan：緊急事態においても事業を継続するための職員態勢、非常時優先業務及び事前準備等を定めた計画）

⑤次代の担い手への支援
地域振興会や地区社協、ＮＰＯ・ボランティアなど地域福祉活動の担い手確保に向けて、地域特性を踏まえ若年層から高齢者まで各世代が地域活動やボランティア活動に参加しやすい体験プログラムを企画し実施します。イベントあるいは研修会等の開催は、コロナ禍でも、内容や方法・規模などに工夫をこらして展開しすることで、若年層が、ボランティアや福祉への関心を持ち、「社会福祉についての関心と理解」を深め、「福祉に関わる実践力」を育むなどを目的とした福祉教育の普及を進めるため、小中高等学校や関係教育行政機関、障害者団体等と連携、協力し、地域の高齢者や障害者等との交流体験などを進めていきます。また、大学や専門学校との情報交換やボランティア活動支援などを通し、ボランティアのすそ野の拡大と連携を強化していきます。
令和４年度も昨年度に引き続き、「こどもレスキュー事業（サンキュー事業)」「サニタリー・ドライブ」「フードドライブ」「こども居場所ネットワーク」等、コロナ禍で見えた生活課題について支援を行います。

## ２．実施事業

### （１）法人運営部門

適切な法人運営や次行運営を行うとともに、総合的な企画や各分門館の調整を行い、社会福祉協議会全体の適切なマネジメント業務（管理）を行います。

①理事会。評議員会の運営
②役員研修（人権研修含む）
③社協会員の募集強化
④職員の研修、能力開発等
⑤在宅サービスセンターの管理・運営
⑥広報（区社協だより・チラシの配架ホームページ・フェイスブック・インスタグラム等）
⑦社会福祉功労者の推薦

目標：昨年度に引き続いて、区社協の組織の基盤となる各部会や各委員会などの整備及び強化を図り、区社協活動を啓発し、区社協組織の強化と更なる活動を展開するため、会員を拡充し、区民の福祉への関心を高めるとともに、より開かれた組織として幅広い団体等の参画を得るため賛助会員の拡充に努めます。
また、住民が生きがいをもって安心して生活できるよう、そのニーズの把握に努め、適切なサービスと結び付けていく活動や地域住民の参加と協力による支え合い、助け合う活動の推進体制を整備するなど地域福祉活動の拠点である地域社協の充実と支援を図ります。さらに、外国籍の方々も地域で安心して暮らせるため、お互いの文化や習慣を理解するために地域社協役員と区社協役員と合同で研修会を開催し、役員の資質向上と地域住民の福祉意識向上による組織強化を図る。

**（２）区在宅サービスセンターの管理・運営**

淀川区における在宅サービスの拠点施設として、関係機関と十分に連携を図り、事業活動を展開します。

**① 地域包括支援センター事業**

地域における身近な高齢者の総合相談窓口として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師・看護師等がその専門知識を活かしながら、チームで高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にその生活を支援します。
認知症、ひとり暮らしをはじめとするすべての高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、関係機関、区役所、地域包括支援センター・ブランチや区社協事業の見守り相談室、生活体制整備事業、地域活動などの部署とともに高齢者のくらしを支えるネットワークの構築に取り組みます。（地域包括ケアシステムの推進）
また、高齢者がいつまでも元気で自立した生活を行っていくため、自立支援、重度化防止に向けて自立支援型ケアマネジメント検討会議を開催します。

② 介護予防支援事業

要支援１・２と認定された高齢者に対し、要支援状態にあってもできる限り予　防に努め、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画を作成し、支援します。業務を行うにあたり、「指定介護予防支援事業者」として、利用者本位、公正中立に事業実施します。

③ 介護予防教室（なにわ元気塾）

地域で暮らしている高齢者ができる限り自立した生活を送るため、地域の身近な場所で、体操・レクリエーション、栄養・お口の健康・認知症予防の話し等を通じて、心と身体が元気になる支援を行っていきます。

今年度は、65 歳以上の男性を対象として、介護予防教室の実施を予定。

④通所介護事業（高齢者デイサービス）

要支援並びに要介護認定を受けた方を対象に健康チェックや入浴、昼食、レクリエーションや運動機器を使用した機能訓練などのサービス提供と家族の介護負担の軽減を図ります。

⑤日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと）

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある人々に福祉サービス等利用援助や日常の金銭管理サービスなどを行い、権利擁護に資することにより、これらの人々が自立した生活を送れるようサポートします。

⑥地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

ⅰ）日頃の見守り活動のための名簿を作成します。

ⅱ）制度のはざまや生活のし辛さを抱える方々への相談活動及び、居場所の提供（ゆっくりくるりの開催）を行います。

ⅲ）認知症等で行方が分からなくなった方を地域の協力者により発見する体制づくりを行っています。

※要援護者名簿の提供や見守り活動の中で、様々な課題を抱えた世帯の発見とその解決に向けた支援に力を入れ、地域の方々と共に取り組んでいきます。

・ゆっくりくるり（狭間の人の居場所）

⑦生活福祉資金貸付事務事業

低所得者・障がい者又は高齢者の世帯に対して資金の貸付を行うこと

で生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を目的とした貸付の窓口業務を行います。

⑧生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的とした事業で、当区社協と社会福祉法人みなと寮との共同体で運営することにより、地域や相談者の状況にかかわらず、伴走的な支援を行います。

・淀川区緊急生活支援事業
・淀川区ボランティア奨活金給付事業

⑨生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、健康づくりや介護予防の取り組み・居場所づくりなど住民同士の支え合いや助け合いを進めていけるようにサポートしていきます。また、日常生活圏域ごとに第２層生活支援コーディネーターの配置し、地域や多様な団体との連携を図ります。

・〇っとかわら版発行
・包括圏域での総合相談窓口の開設
・地域の「つながり、交流の場マップの作製
・フードロスマルシェの支援（外出機会の促進や居場所づくり）

⑩その他

・車いすの貸出を行います。
・団体等の協力
（企業、ライオンズクラブ、生活協同組合等の関係機関からの支援を区社協が受け、こどもレスキュー事業、こども居場所ネットワーク、フードドライブ等へ）

（３）福祉のまちづくりの推進

①淀川区民福祉のつどいの開催

地域福祉の功労者、ボランティアに加え、寄付をいただいた方々等に感謝の意を表するため式典を開催することにより、広く区民の方々に社会福祉に対する理解と協力を促し、区社協と区民が一体となり福祉活動を展開していく契機とすることを目指します。

②淀川区こども居場所ネットワークの事務局運営

区内でこども食堂や学習支援に関わる活動をされている地域や団体等が２ヶ月に１回、活動報告や情報提供を行い、区内での子ども居場所活

動への支援を目指している。

**③淀川区社会福祉施設連絡会の円滑な運営及び研修会等の開催**

区内の社会福祉施設相互間の連絡調整と親睦、協働活動を推進し、研修会の実施により、事業の充実と発展及び職員の資質向上を図り、施設と地域社会、関係機関及び行政との連携を目指している。

**④ こどもレスキュー事業**

昨年度、コロナ禍での生活維持が困難な世帯、特に子育て世代に企業の協力のもと区内在住及ぶ中学生以下の世帯に対してⅰ物資支援（食料支援等）ⅱ経済的支援（生活の立て直し）を実施。

今年度も引き続き、「サンキューレスキュー」の実施。

ⅰこどもレスキュー（食料品、日用品）

ⅱおむつレスキュー

ⅲ学用品

レスキューを実施し、小中学生以下の子育てを支援します。

また、小学生を対象に学習支援、運動支援も実施します。

**⑤ 福祉教育、福祉体験学習に関する事業の推進**

「福祉教育」とはふだんのくらしのしあわせを地域で実現していくための学びのことです。地域で暮らす全ての人々が幸せに生活していけるよう、暮らしのなかで生じる福祉課題の学び理解を深め、共に生きる力を身につけるきっかけとなります。

ⅰ）SDGs について

ⅱ）フードロスについて

⑥その他（コロナ禍で生活の維持が困難な子育て世帯への支援）

・サニタリードライブ

・食料支援

・お渡し会（食料やおやつ等）

**（４）ボランティア・市民活動センターの運営**

認知度向上やボランティアへの参加を高めるために、運営委員会の開催及び年間計

画の立案を行い、登録団体・個人ボランティアの活動紹介やボランティアが体験できるイベントを開催し、“地域で自分ができるボランティアとは何か（“を考える機会を創出します。また、地域の企業やＮＰＯ法人、学校等と新たなネットワークを構築し、社会資源の発掘（ボランティアの担い手など）や地域で必要とされるボランティアのニーズ把握を行います。

また、ニーズに基づきボランティアの育成に必要な研修・講座を開催し、活性化を図ります。運営委員会へは、定例会等で定期的な報告を行い、事業評価に基づき、改善点などを事業へ反映します。

①認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催支援

②「やすらぎ通信（月１回)」の発行を通じて、ボランティア活動の啓発と参加を呼びかけ、ボランティア情報の提供及び紹介をします。

③ボラセン写真コンテストの実施。

④フードドライブの実施

**（５）高齢者福祉事業**

①大阪市立淀川区老人福祉センターの管理運営

指定管理者制度を導入した区老人福祉センターの、管理運営業務を代行し、地域住民のニーズに応じた有効かつ効率的な事業運営を実施します。

ⅰ）高齢者の生活・生きがい・健康などにかかる相談及び地域福祉活動などの社会参加に関する支援（ボランティア活動の促進）

ⅱ）講演会、講習会及び教養講座の開催やレクリエーション活動の提供。また、健康で生きがいをもって地域で生活を続けていけるよう、高齢者の介護予防を推進します。

ⅲ）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域の事情に応じた介護予防に資する各種事業を実施します。

・介護予防に関する講演会、講習会及び講座

・文化伝承活動、三世代交流活動等、高齢者の地域活動の振興

・高齢者のスポーツ活動、健康増進活動の振興

・高齢者の清算・創造活動の振興及び作品等の開催

②地域社会福祉協議会が実施する高齢者福祉月間活動の推進

③区内１００歳以上の長寿者や金婚夫婦への祝品贈呈

④区役所・関係機関等との連携や老人クラブとの連携

**（６）障がい者・児童・青少年等に関する事業の推進**

①障がい者、児童福祉団体への事業助成

②障がい福祉に関わる各種講座や支援への協力と推進

③福祉教育、

④子ども見守り活動への支援及び助成

⑤青少年関係団体、母子福祉関係団体への活動助成

**（７）地域におけるコミュニティづくり等の推進**

①ふれあい喫茶事業への支援

②高齢者食事サービス事業への支援

③子育てサロン事業への支援（連絡会の開催及び情報交換）

④認知症サポーター養成講座の実施
⑤キャラバンメイト連絡会の開催

（８）善意銀行の運営

「淀川社協だより」などを通じて、区民に善意銀行の啓発を行うとともに、お預かりした寄付の効果的運用を図るため運営委員会を開催し、区内の福祉施設や各種団体などからの申請を審査し、助成します。

（９）青色防犯パトロール活動

青色防犯パトロール車を地域安全パトロール車として活用することにより、地域住民の防犯・安全を図る。また、地域における自主的な取り組みを推進し、地域福祉に貢献することを目的に淀川警察と連携した講習会の開催及び車両の貸出を行っていく。

(10) 広報・啓発活動の推進

①「淀川社協だより」を年２回発行。
②広報・啓発活動
ｉ）淀川区社協ホームページの公開やフェイスブック、インスタグラム等を利用。
ⅱ）スーパー、ホームセンター、薬局等において広報誌の掲示や配架の実施を行います。
③淀川区役所広報紙「よどマガ」やミニコミ誌などによる区社協活動の啓発宣伝を行います。

(11) 災害ボランティアセンターの運営など（災害にも強い淀川）

①大規模災害発生時は、行政との協定に基づいて「災害ボランティアセンター」の立ち上げをおこなうとともに、区役所（区災害対策本部）や他の関係機関と連携し、効果的な運営ができるように模擬訓練を視野に備えます。
②「災害に強い淀川」の開催
災害時における被災害者支援にとり、行政や関係機関だけでなく多様な市民、市民団体や企業、外国籍の方などとの広域的かつ効果的な連携が必要となるため、平時から災害に対しての取り組みや課題を共有しつつ「顔の見える関係」の構築を図ります。
③区内ライオンズクラブとの「災害時」の覚書

(12) 共同募金事業への協力（事務局機能）

①共同募金運動の推進・強化
②地区募金会への協力

③街頭募金への積極的参加

**(13) 日本赤十字事業への協力（事務局機能）**

①日赤社資募集に関する業務

②地区交付金の収入と奉仕団活動助成金の送金

**(14) その他**

①淀川区友会への協力

②豊かな協働の実践

・ＮＰＯや企業等の社会貢献との連携・協力を図り、豊かな協働に向け、積極的につながっていきます。

・「地域福祉応援型自動販売機」、「寄付カフェ」による地域の自主財源を充実し、街づくりへの協力を行っています。

・地域にある強みが協働できる仕組みをつくり、具体的な活動につなげていきます。

・特殊詐欺被害防止対策を警察、区役所と協働で推進します。

③淀川区役所「第 3 期淀川区地域福祉推進ビジョン（改訂版）」の協力

・淀川区は、「淀川区地域福祉推進ビジョン（2019～2022 年度）」を改定。周知等推進の協力。

④社会福祉士、看護師養成及び就労訓練、職場体験のための実習の受け入れを実施。

・社会福祉士等の養成のため、実習配属先として、養成校と連携しながら実習生の受け入れ。

・精神障がい者の社会復帰の促進と社会経済的活動への参加の促進のため、協力事業所として就労実習生の受け入れ。

・福祉教育の一環として、区内の小学校から職場体験として実習生の受け入れ。

⑤淀川区民まつりへの参加、協力及び行政や各種団体主催の事業への援助等の協力を行う。

⑥「大阪市赤ちゃんの駅事業」の協力

・授乳やおむつ替えのための場所や設備を提供できる施設として登録し、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に協力する。

⑦津波のビル指定

⑧「わいわいネットわ～く」の事務局運営